

## 名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市水道給水条例施行規程及び名古屋市下水道条例施行規程の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正)

第1条 名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（その1）中

「

（注）1. 太線内を記入してください。

2. この申込による給水装置工事には、名古屋市水道給水条例の適用があります。

を

」

「

☐適格請求書（インボイス）の発行を希望します。

（注）1. 太線内を記入してください。

に

2. 該当する□の中にレ印を記入してください。

3. この申込による給水装置工事には、名古屋市水道給水条例の適用があります。

」

改める。

第1号様式（その2）中

「

（注）1. 太線内を記入してください。 を

」

「

☐ 適格請求書（インボイス）の発行を希望します。

に改める。

（注） 1． 太線内を記入してください。

」

第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第 12 条関係）

上下水道工事費精算のお知らせ

発行日        年        月        日

支払者名

申込者名

受付番号・区分

工事完成年月日

装置番号

装置住所

指定工事店

| 費目  | 設計金額（円） | 完成額（円） | 返還額（円） | 不足額（円） |
|-----|---------|--------|--------|--------|
|     |         |        |        |        |
| 合 計 |         |        |        |        |

1. 不足の場合は、同封の納入通知書でお支払いください。  
なお、お支払い後に、水道のご使用が可能となります。
2. 返還の場合、同封の「預り金のお取り扱いについて」に必要事項をご記入の上、  
ご返送いただきますようお願いいたします。

第18号様式（その 1）を次のように改める。

# 給 水 停 止 通 知 書

(Water Suspension Notice)

下記水道料金および下水道使用料について、先に給水停止予告書でお知らせした支払期限日までにお支払いいただけませんでしたので、名古屋市水道給水条例第 3 5 条の規定に基づき、給水を停止しました。

令和 年 月 日 名古屋市上下水道局長

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| お客さま番号 (Customer Number) | — — |
|--------------------------|-----|

(ご使用の住所)

(お客さま名)

令和 年 月 日現在

| 年 期 別<br>(Service Period) | 水 道 料 金 (円)<br>(Water) | 下 水 道 使 用 料 (円)<br>(Sewage Usage) | 合 計 金 額 (円)<br>(Subtotal) |
|---------------------------|------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
|                           |                        |                                   |                           |
|                           |                        |                                   |                           |
|                           |                        |                                   |                           |

合計金額 (Total Charge) 円

金額には消費税相当額が含まれています。

## 注 意

- 営業時間外の開栓はできませんのでご了承ください。  
(営業時間)月～金曜日(休日、年末年始を除きます。)の午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分まで
- 開栓する場合は、先にお送りした納入通知書(払込書)で上記に記載の水道料金、下水道使用料をお支払いのうえ、営業時間内に担当部署までご連絡ください。  
ご連絡いただいてからの開栓となります。
- 給水停止及び開栓により生じた損害について、本市は責任を負いません。

第18号様式（その2）を第18号様式（その3）とし、第18号様式（その1）の次に次の1様式を加える。

（お客さま番号：    -    -                      ）

給 水 停 止 通 知 書  
（Water Suspension Notice）

下記水道料金および下水道使用料について、先に給水停止予告書でお知らせした支払期限日までにお支払いいただけませんでしたので、名古屋市水道給水条例第 3 5 条の規定に基づき、給水を停止しました。

令和    年    月    日                      名古屋市上下水道局長

（ご使用の住所）

（お客さま名）

令和    年    月    日現在

| 年 期 別<br>（Service Period） | 水 道 料 金（円）<br>（Water） | 下 水 道 使 用 料（円）<br>（Sewage Usage） | 合 計 金 額（円）<br>（Subtotal） |
|---------------------------|-----------------------|----------------------------------|--------------------------|
|                           |                       |                                  |                          |
|                           |                       |                                  |                          |
|                           |                       |                                  |                          |

合 計 金 額（Total Charge）                      円

金額には消費税相当額が含まれています。

注 意

- 営業時間外の開栓はできませんのでご了承ください。  
（営業時間）月～金曜日（休日、年末年始を除きます。）の午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分まで
- 開栓する場合は、先にお送りした納入通知書（払込書）で上記に記載の水道料金、下水道使用料をお支払いのうえ、営業時間内に担当部署までご連絡ください。  
ご連絡いただいてからの開栓となります。
- 給水停止及び開栓により生じた損害について、本市は責任を負いません。

(名古屋市下水道条例施行規程の一部改正)

第2条 名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

第8号様式中

「

|    |       |  |
|----|-------|--|
| 竣工 | 年 月 日 |  |
|----|-------|--|

を

」

「

|    |       |                |      |
|----|-------|----------------|------|
| 竣工 | 年 月 日 | 適格請求書(インボイス)発行 | 要・不要 |
|----|-------|----------------|------|

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。